

2020 年 4 月 16 日

新設分割にかかる事後開示書面

(会社法第 811 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 209 条に基づく開示事項)

東京都目黒区上目黒二丁目 1 番 1 号
株式会社 LITALICO
代表取締役 長谷川 敦弥

東京都目黒区上目黒二丁目 1 番 1 号
株式会社 LITALICO メディア&ソリューションズ
代表取締役 岡本 敬史

株式会社 LITALICO（以下「新設分割会社」という。）は、2020 年 2 月 13 日付で作成した新設分割計画書に基づき、2020 年 4 月 1 日を効力発生日として、新設分割会社が営むプラットフォーム事業本部に関する事業に関して有する権利義務を、新たに設立する株式会社 LITALICO メディア&ソリューションズ（以下「新設分割設立会社」という。）に承継させる新設分割（以下「本件新設分割」という。）を行いました。

本件新設分割に関し、会社法第 811 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 209 条の規定に基づき、下記のとおり、本件新設分割に関する事項を開示いたします。

記

1. 本件新設分割が効力を生じた日

2020 年 4 月 1 日

2. 新設分割会社における法定手続の経過

(1) 新設分割の差止請求

本件新設分割は、会社法第 805 条の規定に基づく株主総会における新設分割計画の承認を要しない場合に該当するため、差止請求に係る手続は、実施しておりません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続

本件新設分割は、会社法第 805 条の規定に基づく株主総会における新設分割計画の承認を要しない場合に該当するため、反対株主の株式買取請求に関する手続は、実施しておりません。

(3) 新株予約権買取請求手続

本件新設分割に際して会社法第 808 条第 1 項第 2 号の要件を満たす新株予約権はありませんので、新株予約権買取請求に関する手続は実施しておりません。

(4) 債権者保護手続

本件新設分割において、新設分割会社は、本件新設分割により新設分割設立会社に承継される債務すべてについて重疊的債務引受をしておりますので、会社法第 810 条第 2 項及び第 3 項による債権者異議手続は実施しておりません。

3. 新設分割設立会社が新設分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

新設分割設立会社は、2020 年 4 月 1 日をもって、新設分割計画書に記載された、新設分割会社のプラットフォーム事業本部に関する事業と当該事業に付随する資産、債務その他の権利義務を承継しました。

4. その他本件新設分割に関する重要な事項

本件新設分割の結果、新設分割設立会社の資本金の額は、10,000 千円、資本準備金の額は、0 円となりました。

以上